

## 令和8年第3回定例会（会議録）

開 催 日	令和8年3月17日（火）
開 催 場 所	あま市役所 2階 A1A2会議室
開 催 時 間	午後2時00分 ～ 午後4時15分
出 席 委 員	溝口正己、小笠原英司、吉川孝子、近藤真司、三浦明里
欠 席 委 員	0人
出 席 者	教育長 他事務局職員8名
傍 聴 人	0人
議 事 日 程	<p>日程第1 教育長開会のあいさつ</p> <p>日程第2 前回会議録の承認</p> <p>日程第3 教育長の経過報告</p> <p>日程第4</p> <p>議案第12号 あま市教育委員会公告式規則の一部改正について</p> <p>議案第13号 あま市教育委員会事務局組織規則の一部改正について</p> <p>議案第14号 あま市教育相談センター条例施行規則の一部改正について</p> <p>議案第15号 あま市スポーツ推進委員規則の一部改正について</p> <p>議案第16号 あま市医療的ケア運営協議会設置要綱の制定について</p> <p>議案第17号 あま市部活動地域連携・地域展開推進協議会設置要綱の制定について</p> <p>議案第18号 あま市部活動指導員配置要綱の制定について</p> <p>議案第19号 あま市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について</p> <p>議案第20号 あま市文化財保護審議会委員の委嘱について</p> <p>議案第21号 令和8年度社会教育委員の委嘱について</p> <p>議案第22号 令和8年度あま市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について</p> <p>議案第23号 あま市立学校給食センター運営委員会答申について（非公開）</p> <p>議案第24号 教育支援室の入室について（非公開）</p> <p>議案第25号 あま市教育長に対する事務委任規則の一部改正について</p> <p>議案第26号 あま市立学校管理規則の一部改正について</p> <p>議案第27号 あま市立小中学校通学区域に関する規則の一部改正</p>

について

議案第 28 号 あま市教育支援委員会規則の一部改正について

議案第 29 号 あま市学校運営協議会規則の一部改正について

日程第 5 その他

- (1) あま市私立高等学校等授業料等補助金交付要綱の廃止について (報告)
- (2) あま市外国人学校修学援助補助金交付要綱の廃止について (報告)
- (3) あま市文化財等保存顕彰事業交付金交付要綱の制定について (報告)
- (4) あま市教育委員会要綱等の一部改正について (報告)
- (5) あま市不登校対策協議会設置要綱の一部改正について (報告)
- (6) あま市立学校用務員服務規程の一部改正について (報告)
- (7) 後援申請について (報告)
- (8) 令和 8 年度学校医等の委嘱について (報告)
- (9) 令和 8 年度あま市立学校給食センター物資選定委員会委員の依頼について (報告)
- (10) 陳情 (自主防災訓練の要望書) について (報告)
- (11) 令和 8 年度生涯学習施設免除団体について (報告)
- (12) 令和 8 年度体育施設及び市立小中学校体育施設スポーツ開放施設免除団体について (報告)
- (13) 令和 8 年度あま市立小中学校の休業日 (県民の日学校ホリデー) について (報告)
- (14) 中央新幹線 (リニア) 計画に伴う行政財産目的外使用について (報告)
- (15) 小中学校への自動販売機の設置について (報告)
- (16) 甚目寺東小学校下校時避暑一時避難について (報告)
- (17) あま市学校給食費事務取扱要領の一部改正について (報告) (非公開)
- (18) 区域外就学申請について (報告) (非公開)
- (19) 就学援助費の受給審査について (報告) (非公開)
- (20) 通級児童生徒の入退級願について (報告) (非公開)
- (21) 就学申請について (報告) (非公開)
- (22) あま市内教職員人事案件について (報告) (非公開)
- (23) 生徒指導 (令和 8 年 2 月) について (報告) (非公開)

発 言 者	議 事 の 大 要
	【開会時刻：午後2時00分】
教 育 長	(開会宣言)
教 育 長	日程1、教育長開会のあいさつ
	(教育長あいさつ)
教 育 長	日程2、前回会議録の承認
	前回の会議録を承認願います。
委 員 全 員	(会議録に署名)
教 育 長	日程3、教育長の経過を報告する。
	(令和8年2月20日～令和8年3月17日の経過を報告)
	市教育委員会関係 4回
	教育長用務 3回
	教育総務課事業 0回
	学校教育課事業 4回
	生涯学習課事業 3回
	スポーツ課事業 2回
	市行事 3回
	市議会関係 5回
	今後の予定
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	日程4、議案 16件公開 2件非公開
教 育 長	議案第12号「あま市教育委員会公告式規則の一部改正について」
教育総務課長	<b>【改正の趣旨】</b>
	事務の合理化を図るため、規則の公布の際の署名及び規定の公表の際の押印を廃止する。
	<b>【改正の内容】</b>
	・規則の公布の際の署名を廃止し、教育長の記入（印字）とする。
	(第1条第1項)

教育総務課長	・教育委員会が定める規定（例：〇〇要綱）の公表の際の教育長の押印を廃止する。
	（第1条第2項）
	<b>【施行期日】</b>
	令和8年3月19日
	<b>【その他】</b>
	本改正は、市公告式条例の改正が予定されていることを踏まえ、市全体での公告・公表の取扱いの見直しに合わせて行うものです。
	（以下概略を説明）
教 育 長	（質疑等を許可）
委 員	当然条例改正がされているということで、市長の署名も廃止されたということですか。
教育総務課長	お見込みのとおりです。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	（質疑なし）
教 育 長	認否はいかがか。
委 員 全 員	（協議）
教 育 長	原案のとおり承認してよろしいか。
委 員 全 員	（異議なし）
教 育 長	原案のとおり承認とする。
教 育 長	議案第13号「あま市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」
教育総務課長	<b>【趣旨】</b>
	教育委員会事務局4課内での事務分担を見直して加除し、明示化されていなかった事務を明示し、誤記を訂正する。
	<b>【内容】</b>
	1 教育総務課
	教育総務係
	修正 9 教育委員会に係る（追加：教育振興計画、）事務の管

教育総務課長	理及び執行の状況の点検に関する事。
	追加 15 教育委員会に対する審査請求に関する事。
	追加 16 教育委員会に係る訴訟に関する事。
	追加 17 教育委員会への請願及び重要な陳情に関する事。
	追加 18 教育委員会の慶弔及び交際に関する事。
	追加 19 公立専修学校の設置、廃止及び目的の変更の許可に関する事。
	追加 20 公立各種学校の設置及び廃止の認可に関する事。
	追加 21 (学校運営支援) 高等学校奨学金貸与予約事務に関する事。
	追加 22 (学校運営支援) 通学路及び通学路交通安全プログラムに関する事。
	追加 23 (学校運営支援) 学校運営協議会に関する事。
	追加 24 教育長の秘書用務に関する事。
	施設整備係
	追加 3 学校の標識及び看板等の管理に関する事。
	2 学校教育課
	学校教育係
	削除 6 通学区域(削除：及び通学路)に関する事。
	削除 10 幼稚園に関する事。
	指導係
	移動 7 通学区域に関する事。
	3 生涯学習課
	社会教育係
	追加 2 社会教育審議会に関する事。
	4 スポーツ課
	スポーツ係
	追加 13 教育・文化・スポーツ活動全国大会等出場の顕彰に関する事。

教育総務課長	【施行期日】
	令和8年4月1日から施行する。
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員	変更前の教育総務課教育総務係の14番について、事務局職員等の
	人事及び任免に関するのとあります。学校教育課学校教育係では、
	教職員並びに児童及び生徒の保健、安全、厚生及び福利に関すること
	という記載が別にあります。教育総務係の14番では、事務局職員
	の福利厚生等もこの人事の中に含めているという理解でいいですか。
教 育 長	県費負担教職員ですか。
委 員	事務局職員の方で、市の職員です。人事の中に全てを含むというこ
	とでしょうか。全てというのは、今回お聞きしているのは、福利厚生
	とか健康診断とかです。
教育総務課長	事務局職員については含んでおります。
	正確には、事務局職員は市の職員ですので、市役所の人事秘書課で
	まとめて扱っています。
委 員	県費負担教職員については、学校教育課学校教育係の方で保健、安
	全、厚生及び福利という言葉が入っていますが、教育総務課教育総務
	係の事務局職員については、人事という言葉ですべてを網羅している
	という理解をすればいいんですよねという確認です。
教育総務課長	お見込みのとおりです。
委 員	先月の議会の質疑等を聞いていて、ちょっと気になったんですが、
	教育委員会事務局の職員の方の辞令は、どこからもらっていますか。
	任命権者は誰ですか。
教 育 部 長	辞令は市長部局からまず出向辞令が出て、出向した後に教育委員会
	辞令として教育委員会から主事を命ずる主査を命ずるといったもの
	が出ています
委 員	市長部局と教育委員会は全く別の執行機関なので、あま市教育委員
	会からの辞令をもらっていないといけません。だから、市長の方でも

委 員	し辞令が出ていたら、教育委員会事務局職員として、併任辞令とか兼務辞令とか出していただかないと、教育委員会事務局の職員はいないということになってしまい、教育委員会を構成する者が教育長と教育委員5人となってしまいます。そのあたり大丈夫でしょうか。
教 育 部 長	教育委員会の辞令が出ています。
委 員	教育委員会で何とかなる話ではありませんが、市長部局で採用されて、市長部局と教育委員会の兼務でいいですね。
教 育 部 長	そのとおりです。
教育総務課長	再度、整理して周知しておきます。
委 員	あま市教育委員会に配属された人は本当は併任辞令をあま市教育委員会からもらわないといけないと思います。
教育総務課長	おっしゃる通りの運用を行っています。併任されているので、市長部局としての起案と教育委員会としての起案の両方を使い分けています。
委 員	そうですね。
教育総務課長	予算の関係や、市長名で決定するようなものは、市長部局として起案をしています。
委 員	その辺り、先月の議会を聞いていて、事務局の方も議員の方もよく分かって質疑を行っているのかなと、少し心配をしました。教育委員会の職員はあくまでも教育委員会の職員、ただ立場上、市の職員として採用されているので、両方の立場があるということを理解してもらわないといけないと思います。
教育総務課長	確認した上で、資料を作成し、共有します。
教 育 長	市長部局にも確認を取った方が良いでしょう。
委 員	市長部局の教育部の職員でもあり、教育委員会事務局職員でもあるということをお願いです。
教 育 長	承知しました。
委 員	県だと採用の時から教育委員会に配属されるものだから、辞令は愛知県教育委員会から貰っていると思います。

教 育 長	知事部局県職員としての辞令はありませんか。
委 員	なかった気がします。小中学校の教職員は、県費負担教職員だから
	教育委員会しかありません。
教 育 部 次 長	かつての私は特に充て指導主事でしたので、籍は学校にありまし
	た。その場合は、又異なった辞令であったはずです。
教 育 長	それも含めて確認して、変更する必要があるれば改正したいと思います
	す。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	認否はいかがか。
委 員 全 員	(協議)
教 育 長	原案のとおり承認してよろしいか。
委 員 全 員	(異議なし)
教 育 長	原案のとおり承認とする。
教 育 長	議案第14号「あま市教育相談センター条例施行規則の一部改正につ
	いて」
学 校 教 育 課 長	1 改正の趣旨
	教育相談センターに配置されている職を統合するために、あま市教
	育相談センター条例施行規則の一部を改正するものです。
	これまで、教育相談支援員は不登校児童生徒及びその家族の支援を
	行い、派遣指導員は学校における特別支援教育に係る支援を行ってき
	ましたが、両職を統合し、教育相談支援員は教育相談センターに係る
	業務を総合的に行う職として配置することとします。
	2 改正の内容
	第5条（職員）の内容を下記のとおりとする。
学 校 教 育 課 長	教育相談センター長
	教育相談室：教育相談支援員、心理支援相談員、相談員
	教育支援室：指導員
	学校支援室：派遣指導員、学校支援アドバイザー、スクールソーシ

	ャルワーカー
	↓
	教育相談センター長、教育相談支援員
	教育相談室： <del>教育相談支援員、心理支援相談員、相談員</del>
	教育支援室：指導員
	学校支援室： <del>派遣指導員</del> 、学校支援アドバイザー、スクールソーシ
	ャルワーカー
	3 施行期日
	令和8年4月1日（公布の日）から
	（以下概略を説明）
教 育 長	（質疑等を許可）
委 員 全 員	（質疑なし）
教 育 長	認否はいかがか。
委 員 全 員	（協議）
教 育 長	原案のとおり承認としてよろしいか。
委 員 全 員	（異議なし）
教 育 長	原案のとおり承認とする。
教 育 長	議案第15号「あま市スポーツ推進委員規則の一部改正について」
スポーツ課主幹	1 改正の趣旨
	スポーツ推進委員の委員長等について、欠員が生じた際に臨機応変な対応ができるよう改正する。また、委員会の円滑な運営に資するため、委員会に顧問を置くことができることとする。
	2 改正の内容
	第6条第1項中「委員長」の次に「1名」を、「副委員長」の次に「3名以内」を加える。
スポーツ課主幹	第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。
	（顧問）
	第7条 委員会に顧問を置くことができる。

スポーツ課主幹	2 顧問は、委員の中から委員長が指名する。
	附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。
	3 施行期日
	この規則は、令和8年4月1日から施行する。
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 員	3名以内というのは以前から3名だったと思いますが違いますか。
スポーツ課主幹	以前は3名としておりました。
委 員 員	3名ですが、それを3名以内というように規定されるということですね。
	今回の改正には直接関係しないですが、会議を開くにあたり、もし委員長が欠けた場合の職務代理について、例えば、あらかじめ指定する委員などのように、何か規定しておかないといけないのではないかと思います。3人副委員長がいたら、そのうちの誰が議長をやるのでしょうか。
	委員長は会務を総理し委員を代表する。委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたときは副委員長がその職務を代理する、とありますが、規則で定めないまでも、内規でも何でも申し合わせでも、誰がやると予め決めていただければ大丈夫です。
教 育 長	副委員長3名以内なので、副委員長は3名とは限らないですが、誰がやるみたいなことまで普通は定めておくのですか。
委 員 員	普通は定めておきます。例えば、あらかじめ指定した職員が務めるとか何か入れます。どちらでもいいですけど、規則上にこだわる気はないのですが、3名以内ということで複数あるのであれば、本当は記載していた方がいいのではないかと思います。
教 育 長	ご意見いただいたので、修正することは可能ですか。
スポーツ課主幹	修正いたします。
委 員 員	他にはないんですけど、副委員長が複数いる場合は気になります。
教 育 長	4項中「副委員長がその職務を代理する。」を「委員長があらかじめ

教 育 長	指名する副委員長がその職務を代理する。」と修正することによろしいでしょうか。
委 員	するならそういう形かなと思います。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	認否はいかがか。
委 員 全 員	(協議)
教 育 長	原案に加えて、第6条第4項中「副委員長が」を「委員長があらかじめ指名する副委員長が」に修正し、承認としてよろしいか。
委 員 全 員	(異議なし)
教 育 長	承認とする。
教 育 長	議案第16号「あま市医療的ケア運営協議会設置要綱の制定について」
学校教育課長	1 制定の趣旨 市教育委員会による、学校における医療的ケアに係る総括的な管理体制を構築するために、教育、医療、保健及び福祉などの関係機関との連携を図るため、「あま市医療的ケア運営協議会」を組織するもの。
	2 制定の内容 (所掌事務) 第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。 (1) 学校における医療的ケアの実施に関すること。 (2) 教育、医療、保健、福祉等の関係機関との連携に関すること。 (3) その他あま市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めること。
	(組織) 第3条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。
	2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

学校教育課長	(1) 医師
	(2) 医療的ケア担当看護師
	(3) 学識経験者
	(4) 校長及び関係職員
	(5) 医療的ケア児等コーディネーター
	(6) その他教育委員会が必要と認める者
	3 施行期日
	令和8年4月1日
	(以下概略を説明)
学校教育課長	本協議会の会議の開催は、年3回程度を予定しております。
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	認否はいかがか。
委 員 全 員	(協議)
教 育 長	原案のとおり承認としてよろしいか。
委 員 全 員	(異議なし)
教 育 長	原案のとおり承認とする。
教 育 長	議案第17号「あま市部活動地域連携・地域展開推進協議会設置要綱
	の制定について」
学校教育課長	1 制定の趣旨
	文部科学省が推進する部活動地域連携・地域展開に係る取り組みに
	ついて、本市の実態を把握し、学校を始めとする関係団体、関係者と
	意見交換を行い、連携体制の強化に努めることを目的とした推進協議
	会を組織するものです。
	2 制定の内容
	(所掌事務)
	第2条 推進協議会は、部活動の段階的な地域展開に係る次に掲げ
	る事項を検討し、その結果を教育委員会に報告する。
	(1) 部活動の地域展開に係る仕組みづくりに関すること。

学校教育課長	(2) 地域クラブ活動（地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動）の運営方法等に関すること。
	(3) 生徒や保護者、スポーツ・文化関係者、学校関係者への調査・周知に関すること。
	(4) 教職員の負担軽減に関すること。
	(5) 前各号に掲げるもののほか、部活動の段階的な地域展開に関し必要な事項。
	(組織)
	第3条 推進協議会は、委員15人以内をもって組織する。
	2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が依頼する。
	(1) あまスポーツクラブの代表者
	(2) あま市スポーツ協会の代表者
	(3) あま市スポーツ少年団の代表者
	(4) あま市文化協会の代表者
	(5) あま市スポーツ推進員の代表者
	(6) あま市PTA連絡協議会の代表者
	(7) 小中学校長の代表者
	(8) 部活動顧問の代表者
	(9) その他教育委員会が必要と認める者
	3 施行期日
	令和8年4月1日
	(以下概略を説明)
学校教育課長	会議の開催は年に2回から3回程度を予定しており、生涯学習課およびスポーツ課の担当者と共に進めていきたいと考えております。
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員	1歩踏み込んだということでしょうか。今までもこのようなメンバーで会議を開催していましたよね。
学校教育課長	あり方課題別検討委員会の中でやっていたのですが、発展させ、専

	門の協議会としてやっていくということです。
委員	さらに一歩進めたという感じですね。
学校教育課長	そう思っていていただいて大丈夫です。
教育長	他にご質問はありますか。
委員全員	(質疑なし)
教育長	認否はいかがか。
委員全員	(協議)
教育長	原案のとおり承認としてよろしいか。
委員全員	(異議なし)
教育長	原案のとおり承認とする。
教育長	議案第18号「あま市部活動指導員配置要綱の制定について」
学校教育課長	1 制定の趣旨
	文部科学省が進める中学校部活動の地域展開の足掛かりとして、学校部活動に地域の指導者を学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第78条の2に規定する部活動指導員として配置することで、学校部活動を持続可能なものとして地域で支え、教職員の多忙化の解消を目指す。
	2 制定の内容
	(任用)
	第2条 部活動指導員は、指導するスポーツや文化芸術活動等に係る専門的な知識技能に加え、学校教育に関する十分な理解を有する者とする。
	2 部活動指導員は、地方公務員法第22条第1項に規定する会計年度任用職員とする。
	(配置条件)
	第3条 部活動指導員の配置については、配置を希望する中学校の校長（以下「校長」という。）が部活動指導員の配置により持続可能な運営体制が整えられ、今後の地域展開につながると判断した学校部活動について行うことができるものとする。

学校教育課長	2 部活動指導員の配置は、同一の学校部活動に対して2年間を限度とする。
	(職務)
	第4条 部活動指導員は、中学校の部活動において、校長の監督を受け、次に掲げる職務に従事する。
	なお、部活動指導員が配置される場合であっても、これらの職務を教職員等が行うことを妨げない。
	(1) 実技指導
	(2) 安全・障がい予防に関する知識・技術の指導
	(3) 学校外での活動(大会・練習試合等)の引率
	(4) 生徒指導に係る対応
	(5) 事故が発生した場合の現場対応
	(6) その他校長が必要と認めるもの
	3 施行期日
	令和8年4月1日
	(以下概略を説明)
学校教育課長	国からの補助金交付を受けるためには、本要綱を設置しなければならないこととなっています。
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員	第3条第2項で、2年間を限度とすると記載がありますが、これはどのような意味があるのですか。
学校教育課長	こちらは、学校教育課が行うモデル事業の終了年度が令和9年度末ということに関係があります。そこから先は休日部活動を廃止し、地域連携・地域展開へ本格化するという意味です。その間、会計年度任用職員として、市で雇用する職員ということになります。
委 員	会計年度任用職員の契約は1年ですね。
学校教育課長	おっしゃるとおりです。1年ずつの最大で2年という意味です。
委 員	最大2年ですか。
学校教育課長	そのため、上限として2年とさせていただいております。

委員	将来的に任用替えすればいいということでしょうか。それとも、ずっと何年も同じ人ができないということでしょうか。
学校教育課長	市で雇う会計年度任用職員ではなくて、地域クラブを起こしていただいたりなど、立ち位置を変えて地域展開に向けてやっていっていただくという趣旨なので、市で雇用し続けるのはこの2年のモデル事業期間内という意味合いで2年と限定します。
委員	将来的に困らないのならいいです。
教育長	困るようなら考えますが、今のところのこのような形で進めていく予定です。
教育長	地域部活動指導となって、その地域クラブのそれぞれの指導員ということで同じ人が立場とか肩書、を変えて指導していく方に持ってきてきたいということです。
教育長	他にご質問はありますか。
委員全員	(質疑なし)
教育長	認否はいかがか。
委員全員	(協議)
教育長	原案のとおり承認としてよろしいか。
委員全員	(異議なし)
教育長	原案のとおり承認とする。
教育長	議案第19号「あま市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について」
教育部次長	1. 計画の趣旨・現状
	(1) 計画の趣旨
	あま市では、あま市教育大綱に掲げる「あま市の人づくり」を具体化するために、「あま市教育立市プラン」を策定している。そして、子どもたちが快適に学べる学習環境、教職員が働きやすい教育環境を整備しながら、社会の要請や地域の特性に応じた特色ある教育を推進している。その施策1「学校の教育力を充実させ、あまっ子の学ぶ力を高める」の中で「教職員の多忙化解消」を目指している。

<p>教育部次長</p>	<p>これらを踏まえ、教育職員の在校時間等の管理及びその時間削減を進め、あま市の教育の質向上につなげることを目的として、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき、あま市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画（以下「本計画」という。）を策定するものである。</p> <p>（2）本市の現状</p> <p>本市では、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。また、各校の在校等時間の記録を教育委員会定例会で示し、適切な措置を講じるよう努めてきた。</p> <p>こうした取組の結果、本市における教職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下の通りであった。</p> <p><b>【令和6年度の時間外在校等時間の状況】</b></p> <p>令和6年度の時間外在校等時間の状況は、表のとおりです。</p> <p>時間外在校等時間が45時間を超える割合が年平均29.6%と3割近い人数となっている。特に年度当初や行事などの業務の負担感が大きいことがうかがわれ、行事の精選や分散を図ることによって、教職員の業務や教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。また、80時間を上回る傾向は、中学校において顕著であった。</p> <p>令和6年度ストレスチェックにおける結果概要では、本市の「高ストレス者」の割合は、9.4%であった。また、ストレスの状況分析では、厚生労働省が公開している全国平均の値を基礎として算出した偏差値は、「職場の対人関係上のストレス」が52.6、「職場環境によるストレス」が56.0であった。また、「働きがい」は57.8、「活気」は54.3であった。</p> <p>2. 目標</p> <p>本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。</p> <p>（1）時間外在校等時間に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1箇月時間外在校等時間が45時間を上回る割合を0%にする。</li> </ul>
--------------	--

<p>教育部次長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。</li> <li>(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標</li> <li>【カッコ内は令和6年度の数値】</li> <li>・勤務実態調査における各学校の県費負担教職員の年間年次有給休暇の平均取得日数を15日以上とする。【13.8日】</li> <li>・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を7%まで減少させる。【9.4%】</li> </ul> <p>3. 計画の期間</p> <p>令和8年度～令和11年度</p> <p>4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容</p> <p>本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。</p> <p>(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し</p> <p>①学校以外が担うべき業務</p> <p>【登下校時の通学路における日常的な見守り活動等】(「3分類」①関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各校の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。「学校運営協議会」「PTA」などを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。</li> <li>【放課後から夜間などのおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応】(「3分類」②関係)</li> <li>・放課後から夜間における見回りについては、警察が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。</li> <li>・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。</li> <li>【保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応】(「3分類」⑤関係)</li> </ul>
--------------	---

<p>教育部次長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該苦情等への対応にあたっては、法的な側面から指導・助言を受けて進められるよう、学校がスクールロイヤーや市弁護士等の専門家を活用していく。</li> </ul> <p>②教師以外が積極的に参加すべき業務</p> <p>【調査・統計等への回答】（「3分類」⑥関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・校務支援システムの機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。</li> <li>・共同学校事務室の機能の活用を図る。</li> </ul> <p>【学校プールや体育館等の施設・設備の管理】（「3分類」⑨関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校プール・体育館の地域開放施設の管理業務について、教育委員会において外部委託を検討していく。</li> </ul> <p>【部活動】（「3分類」⑬関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内5中学校の運動部に部活動指導員を2校で6名配置している。令和8年度には12名の配置を計画している。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図っていく。10年度以降に、原則、休日の全ての部活動で地域展開の実現を目指す。</li> </ul> <p>③教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務</p> <p>【授業準備、学習評価や成績処理】（「3分類」⑮⑯関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在全校に配置している支援員の業務を見直し、授業準備や教材作成も業務内容とする体制を整える。</li> <li>・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。</li> </ul> <p>【支援が必要な児童生徒・家庭への対応】（「3分類」⑰関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加を増やし、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。</li> <li>・警察での勤務経験のある学校支援アドバイザーを配置し、生徒指導や保護者対応等について、警察と連携した対応を進め、対外的な負担感を減らす。</li> </ul>
--------------	---

<p>教育部次長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する場を少なくとも年2回は設定することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。</li> </ul> <p>(2) 学校における措置の推進</p> <p>学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校の教育課程における年間総授業時間数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小学校第4学年以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。</li> <li>・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を促す。</li> <li>・事務事業の負担軽減につながるように、会議のペーパーレス化やAIの活用、資料のデータ化等を進め、事務作業の効率化を図る。</li> <li>・教育委員会から発出する保護者宛文書については、保護者連絡アプリを活用して、学校を通さず直接配布を原則とする。</li> <li>・全校に配置している勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能の活用を通して業務の適正化につなげる。</li> </ul> <p>(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組</p> <p>教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を推奨する。</li> <li>・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。</li> <li>・50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善の改善を推進す</li> </ul>
--------------	--

教育部次長	る。
	・心身の健康問題についての各種相談窓口を周知する。
	・年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各
	学校に対して取得を促進する。
	・学校における定時退校日を月2回以上設定するよう推進し、長期休
	業等の期間中に5日間の一斉閉校期間の設定を行う。
	・早出遅出勤務制度等の制度の周知を図る。
	5. 関連する取組、今後のフォローアップについて
	・取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間
	の状況を把握し、定例の教育委員会会議及び総合教育会議において
	報告することとする。
	・学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保
	に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
	・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入
	している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、
	本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
	・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照ら
	して課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施す
	る。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる
	学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校
	に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指
	し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
	・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各
	学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等
	に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化す
	る。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシッ
	プのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に
	基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
	・「学校と教師の業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保

教育部次長	措置の内容について周知を行い、保護者や地域に本計画への協力を求めていく。
	(以下概略を説明)
教育部次長	<p>改正給特法により、その監督教育委員会は国の指針に基づいて、業務量管理・健康確保措置計画実施計画を策定することとされております。それに伴って、国のひな形を基にあま市の学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画を立案させていただきました。</p> <p>あま市の教育立市プランでは、学校の教育力を充実させ、あまっ子の学ぶ力を高める。高める中で教職員の多忙化解消を目指しております。そこで、あま市も業務量管理健康管理実施計画を策定させていただきます。本市の現状は毎月の定例会で報告しています。この表は、在校時間等の状況を昨年度分まとめたものです。まだ令和7年度は終わっておりませんので昨年度を調べ、まとめさせていただきました。すでにご報告してあるとおりのものが記載をしてあります。そういう状況の中で、時間外の在校時間を減らす取組とストレスチェックの結果概要での状況を鑑みて、2番の目標を立てさせていただきました。大きく2つです。1つ目は時間外在校等時間に関する目標です。</p> <p>1箇月の時間外在校等の時間が45時間以上を上回る割合を0%とすること、もう1つ、1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にすることを2つを掲げております。これは近隣市町村並びに国の雛形に沿ったものであります。(2)番、ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標として、年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上とします。令和6年度には13.8日間ありました。15日以上を目標とします。これもほぼ近隣の市町村と同じような形になっております。そしてもう1つについては、ストレスチェックにおける高ストレス者割合を7%まで減少させるという事で、現在、令和6年度では9.4%でしたので、それを7%まで減少させるというものです。他市と同じ値でそろえております。</p>
	今回の計画期間を令和8年度から令和11年4年間の目標として

<p>教育部次長</p>	<p>掲げております。具体的に、実施に関する業務量管理健康確保措置の内容について概略を次の4番で述べた記載をしてあります。1つ目、業務の3分類について。以前の教育委員会会議でもお示した、学校がするもの、しないもの、実施するが軽減を図ることが求められるものの3つを示しましたが、その内容について、掲げてあります。</p> <p>1つ目の学校以外が担うべき業務について、登下校の見守りは、現在も地域にさせていただいておりますが、その活動を推進するということです。また、放課後以降から夜間などの見回り及び生徒が補導されたときの対応について、これについても自主的な見守りは原則行わないこととしています。そして、補導等における生徒の引き取りに係る警察との連携については、保護者が第一義的な責任を負うことについて情報を共有していくことをあげています。</p> <p>続いて、保護者等から過剰な苦情・要求等があった場合については、法的な側面について支援をしていくことをあげています。</p> <p>2つ目の教師以外が積極的に参加すべき業務として、校務支援システム等を活用して調査等統計の回答の事務負担を軽減すること、共同学校事務室機能の活用を進めていくこと。学校のプールや体育館等の施設の整備管理について、今後外部委託等を検討していくこと。部活については市内5中学校の部活動について現在の体制は2校6名、部活動指導員をしておりますが、8年度につきましては12名の配置を計画し、平日な部活動については活動時間の適正化をさらに進めていくこと。10年度以降に休日すべての地域展開を進めていくことを目指すということを強く記載させていただいております。</p> <p>3つ目、教員の本来の業務であります。教職員の負担軽減を意図して、今現在スクールサポーター等を配置しておりますが、その業務を見直して、授業の準備や教材作成等を業務内容として、教員の負担軽減を図っていくこと。あと校務支援システム機能や自動採点技術を活用することによって、教員の成績処理に関わる事務負担を軽減していくこと。あと、特別支援が特に必要な生徒への対応について、現在</p>
--------------	--

<p>教育部次長</p>	<p>設置しておりますスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等についての知見を活用して支援体制を講じること。すでに実施している内容であります。学校支援アドバイザーとして、警察勤務経験がある方を登用して警察と連携した対応を進めていき、対外的な負担を減らすということ。教育委員会において、その他の関係機関との連絡会等を年2回は設定することで、関係機関と連携をして役割分担のもとに支援を行うことができる体制を構築すること。これも最終的には教員の業務負担の軽減につなげていきたいと考えております。</p> <p>そのようなことを掲げさせていただいて進めていこうと考えております。続いて、学校における措置の推進ということで、学校においては以下の措置を推進することで教育職員の業務の適正を図ってまいりますということで、教育課程の年間総時間数についての適正化を求めること。また、行事の設定等について、当初のねらいが形骸化しないように見直しを図っていくこと。会議のペーパーレス化やAIの活用、資料のデータ化等を進めていくこと。今も進めておりますが、保護者連絡アプリを活用して直接配布等について事務負担を減らしていくこと。あと、留守番電話機能や電話の録音機能等を活用していくことなど、現在、取り組んでいることを再掲しているのにも幾つかございます。</p> <p>(3) 番の教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組ということで、今までも行っていますが、80時間を超えた教育職員に対する面接指導推奨について、きちんと校長に周知していくこと。新しく記載したものににつきましては、11時間を目安とする勤務間インターバルについて。つまり学校を退勤してから次に学校へ出勤するまでの時間について、11時間を確保することを目指していくこと。さらに、ストレスチェックの実施率は現状きちんとやっておりますが、これをぜひ100%を維持していこうということ。また、相談窓口等の周知、年次休暇につきましては連続した日数を取る。あと定時退校日の増加と、一斉閉校期間を継続して実施していくこと。早出遅出の勤務</p>
--------------	--

<p>教育部次長</p>	<p>制度等、活用できるものを活用するよう促していこうということ。そうしたことを学校等に働きかけて参ります。</p> <p>現在、きちんと在校時間を確認して定例会で報告していますが、今後は定例会の報告に加えて総合教育会議にも報告が義務づけられております。</p> <p>また、関係部局との情報共有等を進めていくこと。ストレスチェック等についての活用を進めること、これらは、現在行っていることを再掲しております。</p> <p>学校と教師の業務の3分類について、学校運営協議会等で周知をしながら学校の取り組みの改善を促していきたいと考えております。</p> <p>以上の計画で、新年度からスタートをさせていただいて、また途中、総合教育会議でその進捗状況についてご報告申し上げる予定です。</p>
<p>教育長 委員</p>	<p>(質疑等を許可)</p> <p>計画の策定については、法令で規定された以上、策定する他ありません。しかし、国の考えが良く理解できません。働き方改革と言っているのに教職調整手当は未だ10%です。今まで4%で8時間相当だとされているので、10%なら20時間程度にしかありません。それなのに目標は30時間ですか。</p>
<p>教育長</p>	<p>はい、国の雛形も30時間になっておりまして、実は近隣市町村もすべて横並びの30時間に設定しております。</p>
<p>委員</p>	<p>要は記録される時間数を減らすという国の考えだけですよねこれは。だけど、先生方の仕事は勤務時間で計れないものだから、教職調整手当という措置がされているのに、こういうことを作成するというのが私は本当に理解が出来ません。さっき言ったように法律で規定されて作成しなければならないのはしょうがないので、これはこれでやっていたくしかないと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>教育大綱でも立市プランでも、学校・家庭・地域がもっと連携しなさいとか、現状を理解させなさいとか色々書いてあるけれども、実際に動いてないのではないかと私は思います。学校運営協議会において</p>

委員	<p>も、こういう状況ですよとか、こういうことを皆求めていますよって          いうことをしっかりとまずは学校の先生方に認識いただいて、それを          学校運営協議会に伝えて、学校運営協議会は役割を地域にもっと出し          ていかないと、いつまで経っても学校の現状というのは伝わらないと          思います。</p>
	<p>地域の皆さんは、学校の現状をご存知ないと思います。だから、極          端なことを言うと、4番の実施する業務量管理・健康確保措置の内容          の前段のところでは本市では、本計画期間中の重点事項として書いてあ          りますけど、ここをもっとはっきり書いてもいいと思います。</p>
	<p>学校運営協議会を始め、例えばあま市だったらコミュニティスクール          っていう制度にしているので、もっとコミュニティスクールの活動を          充実するとか、活性化させるとか、何か1行入れた方が良くと思いま          す。</p>
	<p>①学校以外が担うべき業務について、対応策を推進するのですが、          これは学校運営協議会やPTAなどを通じて、しっかりと地域に求め          て行くことが重要です。もっとしっかり動かないと絶対伝わってこな          いと思います。言葉だけで作るのはこのとおりに作ってもらえればいい          と思います。ただし、計画策定そのものによる効果は全く疑問です。          これは学校に全部配って説明をされますか。</p>
教育部次長	<p>説明をしますし、学校に配布を依頼したり、校長会にお示しして説          明をします。</p>
委員	<p>学校以外が本来担うべき業務についてでも、例えば見守り活動とか          そういなのでも、学校以外が本来担うべき業務だとは、地域の人は全          く考えていないと思います。当然、学校がやるもんだと思っています。          これは何年も前から言われていることです。自分の腹積もりでは3          分類で、学校以外が担うべき業務、これは学校運営協議会に改めて国          がこうやって言っているということをお示ししてほしいと思ってい          ます。</p>
委員	<p>コミュニティスクールは、あま市の場合、本来期待される役割は、</p>

	ほとんど機能していないのではないかと思います。
委員	令和6年度の時間外在校等時間の状況で、45時間を超える割合が3割近い人数と記載があります。他市と比較して多いのですか。
教育部次長	他市と比較して、あま市は多いと把握しています。
委員	理由はそれぞれ分析しないといけません。
教育部次長	あま市の場合は「特に年度当初や行事などの業務負担が大きい」と書いてありますが、毎月の報告資料では行事の時間のために残ったというのほとんどありません。
委員	理由が行事とかですか。
教育長	学年学級事務で残っているという報告が多いと私は理解しています。
教育部次長	45時間を超えた人の理由ということですが、45時間以下の人たちがその他に多数いるわけで、45時間を超えた人のいるところは学校としての合計として多いんだろうと推測しております。入学式だとか修学旅行だとかスタートはそういう行事になっております。理由も結局、教頭や校長の見立てたものですから、いちいち本人から報告をしないもので、様子を見ながら校長、教頭が多分これじゃないかなと、最大のものをつけたものが送られてきていることです。細かく全員の統計を取っているわけではないです。
委員	「行事」ってあえて書いていますが、近所の人にも言われましたが、学校の行事、保護者が出る行事ってどんどんなくなるよねって言われたことがあります。行事が理由と言われても、どうかなって思いもあります。
教育部次長	「行事の精選」とつなげるとあります。
委員	行事の精選と言いますが、コロナ以降、精選しすぎではありませんか。その昔で言う学芸会や発表会というのも保護者には案内が行ってないのでしょうか。
教育部次長	案内が行ってないことは無いのですが、やり方が学校ごとに異なるとか、全体での案内がないというのは聞いております。

委員	P T A と協議をして、学校運営協議会もそれでいいですよっていう風に当然あま市の場合はやっているはずなのですが、本当にいいのかと思います。仕事が増えるだけだと言われたらそれまでなのですが。
委員	あとは、③の教師の業務です。負担軽減を促進すべき業務で支援員というのはスクールサポーターっておっしゃられましたよね。
教育部次長	はい。
委員	スクールサポーターの業務の見直してということは、今後スクールサポーターに授業準備や教材作成の仕事を求めていくということですか。
教育部次長	現在、スクールサポーターは特別支援学級とか学習支援が中心ですから、授業についている形が多いのですが、そういったものを授業の準備だとか教材とか掲示物とか、そういう業務でもスクールサポーターへ依頼するというのに、任用の形を変えていけたらと考えております。
委員	スクールサポーターはあくまで補助ではありませんか。主でやらせるのですか。
教育部次長	簡単な印刷や子供の掲示を貼るだとか、授業じゃないものを業務として行うための校務支援員という言葉はよく使われます。
委員	それなら結構です。
委員	授業の範囲まで広げていくのは、どうかと考えました。 ここで読むと授業準備や教材作成も業務内容とする体制を整えるって書いてあるのでスクールサポーターに全てやらせるのと思っただけです。
教育部次長	準備と作成なのでスクールサポーターは授業ができません。免許もありません。中には免許がある方もいらっしゃいますが。
委員	分かりました。本当はこれを作ること自体にすごく不満がありますが、しょうがないですね。
教育部次長	私もそう思っていますが、こういうのを国や県は作成するよう指示があります。意味がないとは言いませんが、本当に絵に描いた餅にな

	らないようにはもちろんやっていくつもりはあります。
委員	<p>学校外に伝わっていかなければ、いくら作っても全然意味がありません。私が民生委員と兼ねていて、中小の連携の時にふと思ったことがあります。この3分類のうち、放課後から夜間などにおける校外の見守りですが、民生委員のなかでは、何かあれば学校に連絡するという風に思われている方が多いと思います。学校の先生の方もそのようにおっしゃっていたので、これいいのかなと思いながら聞いた覚えがあります。なので、その辺を学校教育関係者だけじゃなくて、やはり福祉の方のそういった分野の方、民生の方とも連携を取っていかないと、この意識というのはなかなか変わっていかないのかなと感じています。民生委員だけじゃなくて、例えば少年補導員とか保護司とかそういうところも、今、学校が大変なんで、何あったらみんな助けようねと、いうそういった意識がないのではないかということですね。</p> <p>とりあえず、学校に連絡するという意識でしかないと思うのでその辺を意識が変わっていくようなことを働きかけていかないといけません。</p>
委員	先生方が負担になるから福祉分野の者が学校に入っていくと、そういう意味ですよ。
委員	実際、先生の方も、何かあったら学校に連絡してくださいと、そう思ってらっしゃる先生もいるということなので、学校内での意識を変えるような働きかけが必要であるとも言えます。
教育部次長	1点見直しで気づいたので申し訳ありません。長期休業期間中における5日間の一斉退校期間の設定を行う文書を作っていますが、5日間は当然行事なし期間なのでやれると思って5日間と作成しましたが、祝日が入ってしまって4日の年度もあります。
委員	ワーク・ライフ・バランスだといって年次休暇を15日以上と記載がありますが、今はそういう流れなのでしょうか。
教育部次長	<p>15日に縛りはないです。市町で多少温度差があります。</p> <p>昔は10日ぐらいから始まって、それから1か月に1回ぐらいは年</p>

教育部次長	休をとろうということから続いてきているはずなので、それが少しずつ増えてきているけど、15日に特段の理由はないと思います。
教育部次長	国も枠として先ほどの記載は、30時間とかは数字が雛形で出ているのですが、具体的数字についてはマスクされて任意選択になっております。近隣の市町村の方は指導主事と相談して決めており、それぞれの自治体ごとにバラバラで、多くは14日か15日にしております。あま市の場合は14日だとほぼ達成してしまっているのもう少しあげていければと思います、15日にしてあります。
委員	15日は多くありませんか。
教育部次長	結構多いと思います。
委員	毎年もらえるのは20日です。休まなかったら休めと言われるのでしょうか。
委員	昔から先生は、本人が休むと代わりの先生に授業をやってもらわないといけないから休みにくいという話をよく聞いていたんですが、今は休む方向ですか。それか夏休みにまとめてとるとかですか。
教育部次長	お盆のところはもちろんそうです。
委員	目標設定はお任せします。
委員	休職者が多いと、年休取得日数に影響も多少あるかと。
委員	年休以外にも職専免じゃなくて職免とかあるわけですよ。
教育部次長	療養休暇ですか。
委員	ではなく特別休暇です。昔のことを思うと、多く休めるなと思いましたが。
教育部次長	そうですね。
教育長	貴重なご意見をいただきました。一通りご意見は出そろったのではないかと思います。ここでこれ以上の議論をしても時間がかかるので、意見をもとに修正案を作成させていただき、次回報告という形で教育委員会定例会に提出させていただきます。修正内容については本日の意見をもとに事務局に一任とさせていただいてよろしいでしょうか。

教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	認否はいかがか。
委 員 全 員	(協議)
教 育 長	本日のご意見を修正として反映させ、承認としてよろしいか。
委 員 全 員	(異議なし)
教 育 長	承認とする。
	修正後の計画については、次回定例会に報告するものとする。
教 育 長	議案第 20 号「あま市文化財保護審議会委員の委嘱について」
生涯学習課長	現在のあま市文化財保護審議会委員の任期が令和 8 年 3 月 31 日
	にて任期満了となります。令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31
	日までの 2 年間で委嘱させていただくものです。委員構成につきましては、
	資料のとおりでございます。
	(以下概略を説明)
生涯学習課長	変更点としましては、4 番の加藤修司氏を今回の令和 8 年 4 月 1 日
	から新たに委嘱をしたい候補として入れさせていただきました。残り
	の委員につきましては、継続で委嘱をしたいと考えております。
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	認否はいかがか。
委 員 全 員	(協議)
教 育 長	承認としてよろしいか。
委 員 全 員	(異議なし)
教 育 長	承認とする。
教 育 長	議案第 21 号「令和 8 年度社会教育委員の委嘱について」
生涯学習課長	現在のあま市社会教育委員の任期が令和 8 年 3 月 31 日にて任期
	満了となります。令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの
	2 年間で委嘱させていただくものです。委員構成につきましては、資
	料のとおりでございます。なお、小中学校長代表については、人事異

	動確定後にあて職にて確定いたします。
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	認否はいかがか。
委 員 全 員	(協議)
教 育 長	承認としてよろしいか。
委 員 全 員	(異議なし)
教 育 長	承認とする。
教 育 長	議案第 2 2 号「令和 8 年度あま市立学校給食センター運営委員会委員
	の委嘱について」
学校 教育 課 長	あま市立学校給食センター運営委員会規則第 4 条（委員の構成）で
	構成委員が定められております。現在、教育委員会委員から 2 名お願
	いしているところでございます。あて職として、学校長につきまして
	は、ローテーションで決まっておりますので、校長確定しだい氏名を
	記載いたします。PTA 会長につきましても確定しだい氏名を記載い
	たします。保育士長についても人事異動後の担当者が決まりしだい氏
	名を記載いたします。規則に基づいた委員の選出をいたします。
	(以下概略を説明)
学校 教育 課 長	あま市立学校給食センター運営委員は学校給食センター条例の第
	7 条で任期 1 年となっております。
学校 教育 課 長	教育委員のうち 1 人が委員長として会議の議長となります。
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	認否はいかがか。
委 員 全 員	(協議)
教 育 長	承認としてよろしいか。
委 員 全 員	(異議なし)
教 育 長	承認とする。

教 育 長	議案第 2 5 号「あま市教育長に対する事務委任規則の一部改正について」
教育総務課長	【趣旨】 誤字訂正、表記ゆれ及び法令参照誤りを改めるもの。
	【内容】
	1 誤字訂正 (委任事項)
	第 2 条
	(9) 法第 2 7 条の規定による ×要保連携型 ○幼保連携型 認定こども園に関する意見を申し出ること。
	【施行期日】
	公布の日から施行する。 (以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	認否はいかがか。
委 員 全 員	(協議)
教 育 長	原案どおり承認としてよろしいか。
委 員 全 員	(異議なし)
教 育 長	原案どおり承認とする。
教 育 長	議案第 2 6 号「あま市立学校管理規則の一部改正について」
学校教育課長	1 改正の趣旨 誤字訂正、表記ゆれ及び法令参照の誤りを改めるもの。
	2 改正の内容 (あま市学校管理規則の一部改正)
	第 1 条 あま市立学校管理規則 (平成 2 2 年教育委員会規則第 7 号) の一部を次のように改正する。 別表第 2 中「関る」を「係る」に改める。

学校教育課長	3 施行期日
	公布の日から
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員	学校管理規則の中に「学校栄養職員」という言葉があるんですが、 学校栄養職員は今いるのですか。
学校教育課長	栄養教諭となっています。
委 員	栄養教諭は教諭です。学校栄養職員はもう全員切り替わっていて、 既にはいないと思います。学校栄養職員から栄養教諭に給与切り替えと いうか、試験を受けたりして変わっていると思います。
教 育 部 長	保育園にはいますが、学校は全て栄養教諭に切り替わっています。
委 員	規則なので、誤り等を修正されるのであれば1度調べて改正すれば いいと思います。
学校教育課長	学校栄養職員はすべて栄養教諭に差し替わっています。
委 員	栄養教諭は、前のページの第23条で定めているから、第28条の 学校栄養職員については、いない人の職が書いてあるのではないでし ょうか。今後も学校栄養職員は置かないと思います。
教 育 長	第28条、29条を削除していいかと思います。
	学校の栄養教諭は栄養主任と言いますか。給食主任はいるかもだけ ど学校の教諭がやりますよね。
委 員	学校栄養職員は、多分もういないと思います。
委 員	栄養教諭が出来た時には既に学校栄養職員はごく一部でした。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	認否はいかがか。
委 員 全 員	(協議)
教 育 長	原案に加えて第28条及び第29条を削除するものとして承認し てよろしいか。
委 員 全 員	(異議なし)

教 育 長	承認とする。
教 育 長	議案第 27 号「あま市立小中学校通学区域に関する規則の一部改正について」
学校教育課長	1 改正の趣旨
	誤字訂正、表記ゆれ及び法令参照誤りを改めるもの。
	2 改正の内容
	(あま市立小中学校通学区域に関する規則の一部改正)
	第 2 条 あま市立小中学校通学区域に関する規則 (平成 22 年教育委員会規則第 8 号) の一部を次のように改正する。
	別表第 1 中「乾田」を「乾出」に改める。
	3 施行期日
	公布の日から
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	認否はいかがか。
委 員 全 員	(協議)
教 育 長	原案どおり承認としてよろしいか。
委 員 全 員	(異議なし)
教 育 長	原案どおり承認とする。
教 育 長	議案第 28 号「あま市教育支援委員会規則の一部改正について」
学校教育課長	1 改正の趣旨
	誤字訂正、表記ゆれ及び法令参照誤りを改めるもの。
	2 改正の内容
	第 3 条 あま市教育支援委員会規則 (平成 22 年教育委員会規則第 9 号) の一部を次のように改正する。
	第 4 条第 2 項中「残存期間」を「残任期間」に改める。
	3 施行期日
	公布の日から

	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	認否はいかがか。
委 員 全 員	(協議)
教 育 長	原案どおり承認としてよろしいか。
委 員 全 員	(異議なし)
教 育 長	原案どおり承認とする。
教 育 長	議案第 29 号「あま市学校運営協議会規則の一部改正について」
学 校 教 育 課 長	1 改正の趣旨
	誤字訂正、表記ゆれ及び法令参照誤りを改めるもの。
	2 改正の内容
	第 4 条 あま市学校運営協議会規則（令和元年教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。
	第 2 条中「、子どもたちの」を「子どもたちの」に改める。
	3 施行期日
	公布の日から
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	認否はいかがか。
委 員 全 員	(協議)
教 育 長	原案どおり承認としてよろしいか。
委 員 全 員	(異議なし)
教 育 長	原案どおり承認とする。
教 育 長	日程 5、その他報告事項 16 件公開 7 件非公開
教 育 長	(1)「あま市私立高等学校等授業料等補助金交付要綱の廃止について（報告）」
学 校 教 育 課 長	<b>【廃止趣旨】</b>

学校 教育 課 長	<p>本制度は、授業料等の一部を補助することにより、保護者等の負担の格差の是正、教育機会の均等及び私立学校教育の振興に寄与することを目的として制定された。自由民主党・公明党・日本維新の会による三党合意に基づく、いわゆる高校無償化が令和8年度から実施され、国の補助において、所得要件の撤廃、支給上限額の引き上げが実施されることになったため、本制度の目的は達成されたため廃止する。</p> <p><b>【施行期日】</b></p> <p>令和8年4月1日から施行する。</p> <p>(以下概略を説明)</p>
学校 教育 課 長	<p>3党合意による私立高等学校の授業料無償化が実施されます。本市におきましては、対象生徒の保護者等が本市に住所を有していること、市民税の算定に基づく課税標準額の合計額が500万円を超えないこと、授業料等の負担額が1万円以上あることなどを要件に年間1万円を補助して参りました。一定の役割を終えたと判断し、行政改革に伴う事業の見直しにより廃止決定されましたので、要綱を廃止するものです。</p>
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	(2)「あま市外国人学校修学援助補助金交付要綱の廃止について(報告)」
学校 教育 課 長	<p><b>【廃止趣旨】</b></p> <p>外国人学校に修学するために要する経費の一部を補助することにより、保護者等の経済的負担を軽減し、また、修学を促進し、福祉の向上を図ることを目的に制定されたが、令和2年度以降は申請がなく、役割を果たしたと考えられるため。</p> <p><b>【施行期日】</b></p> <p>令和8年4月1日から施行する。</p> <p>(以下概略を説明)</p>

学校教育課長	本市におきまして令和2年度以降、申請者がいなかったこと、また行政改革に伴う事務事業の見直しの中で制度の廃止が決定されたので要綱を廃止するものです。
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員	外国人は増えていますが外国人学校へ行くような子どもがいないということですか。
学校教育課長	ひょっとしたら行っているかもしれませんが、申請が令和2年度以降ございません。
委 員	新規で申請がないと言われると周知されていないのではないかと 言わざるを得ません。
学校教育課長	周知は継続して広報やウェブサイトで行っていますが、申請がございません。私立高校の補助金を廃止するタイミングで併せて行政改革に伴う事務事業の見直しとして制度の廃止が決定され、予算がついておりません。
委 員	外国人が増えてきたと言われている中でいいのですか。
学校教育課長	その外国人が対象となる学校に通うかどうかというのもあります。
教 育 長	周知を学校教育課の方で広報あまやLINEなどをしております。
委 員	周知はしているということですね。
学校教育課長	周知はしているけど申請がありません。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	(3)「あま市文化財等保存顕彰事業交付金交付要綱の制定について (報告)」
生涯学習課長	1 制定の趣旨 文化財の保存事業及び郷土出身の戦国武将の功績に対する顕彰事業の実施に要する経費に対し交付金を交付することにより、郷土愛の醸成、地域の活性化及び文化の継承につなげるため、制定するものです。
	2 制定の内容

生涯学習課長	福島正則公顕彰会及び蜂須賀小六正勝公顕彰会への交付金交付に係ることです。
	3 施行期日
	令和8年4月1日から施行します。
	(以下概略を説明)
生涯学習課長	交付要綱ですが、今回新設となっておりますが、もともと同様のあま市文化財等顕彰事業交付金交付要綱というのが、合併時に作成をされていまして。これを総務課の方へデータを提出し手続きをしておりますが、総務課データベースの中で内規の扱いということに今なっている状態の交付金要綱です。今回告示要件を満たして、今後の交付の事務手続きを進めるために総務課とも協議をした上で、改めて新規として要綱を制定する運びとなりました。
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員	今までは何を根拠に交付をしていたのですか。
生涯学習課長	今まではあま市文化財等顕彰事業交付金交付要綱を根拠にしておりました。
教 育 長	交付要綱があったのですが、内規扱いとなっております。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	(4)「あま市教育委員会要綱等の一部改正について(報告)」
教育総務課長	<b>【趣旨】</b>
	誤字訂正、表記ゆれ及び法令参照誤りを改めるもの。
	<b>【教育総務課分】</b>
	1. あま市教育委員会の後援に関する要綱
	<b>【学校教育課分】</b>
	1. あま市学校支援会議(緊急ケース会議)設置要綱
	あま市特別支援教育連絡協議会要綱
	2. あま市通級指導教室実施要領
	3. あま市立学校職員に係る自家用車の公務使用に関する取扱要領

教育総務課長	4. あま市小中学校修学旅行事業等補助金交付要綱（市）
	5. あま市進路指導事業等補助金交付要綱（市）
	【生涯学習課分】
	1. あま市青少年キャンプ補助金交付要綱（市）
	【スポーツ課分】
	なし
	（以下概略を説明）
教育総務課長	改正の趣旨につきまして、教育委員会各課が所管する要綱等について誤字訂正表記ゆれ及び法令参照誤りを改めるものであります。改正の内容及び施行期日につきましては、それぞれの内容及び新旧対照表でご確認いただきたいと思います。
教 育 長	（質疑等を許可）
委 員	誤字訂正表記ゆれということで報告ですね。
教育総務課長	その通りです。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	（質疑なし）
教 育 長	（5）「あま市不登校等対策協議会設置要綱の一部改正について（報告）」
教育部次長	1 改正の趣旨
	本協議会に出席を要する小中学校の職員について、現行では校長及び関係職員の2名の出席を要しますが、会議の進行及び会議内容の校内での伝達について、1名の出席で網羅できるため、改正をするものです。
	また、併せて字句の修正を行うものです。
	2 改正の内容
	第3条第2号を次のとおり改めます。
	（2） 小中学校長又は関係職員（養護教諭を含む。）
	字句の修正を行います。
	第3条中「次の」を「次に」に改め、同条第1号中「含む」を「含

教育部次長	む。」に改める。
	3 施行期日
	令和8年4月1日（公布の日）から
	（以下概略を説明）
教 育 長	（質疑等を許可）
委 員	参加する先生を減らす要綱改正について、不登校がどんどん増えている時に今改正するのか、とも思いますが、対策協議会という名称ではあるものの、これまで情報伝達だけしかやってなかった背景もあると思います。しかし、本当はこういう組織を活用していろいろな議論をしてもらう必要があるのではないかと思います。
教 育 長	少なくするのは少しでも学校での出席の負担を無くすのと、もう一つは学校の方は少なくするのですが、学校以外の関係団体の人たちも入れた状態で不登校対策協議会としたいという意向があります。逆に多すぎてもいけないので、そういった意味でこの部分は1名としました。
委 員	学校からの参加は1名だけだよ、ということですね。
教 育 長	学校からの参加は1名ですが、そういった思いがあります。
委 員	それなら結構です。
教 育 長	学校からは1名減りましたが関係団体から不登校に関わる本当にいろんなところ繋がっている方々で会議をしたいと思います。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	（質疑なし）
教 育 長	（6）「あま市立学校用務員服務規程の一部改正について（報告）」
学校教育課長	1 改正の趣旨
	出勤簿の整理について、直接監督責任者である学校長が行っている現状に合わせて改正するものです。
	2 改正の内容
	第6条中第2号を次のとおり改めます。
	学校長は、職員が定刻までに出勤しないときは、出張、休暇、欠勤、

学校教育課長	早退、休職等を調査し、出勤簿を整理しなければならない。
	3 施行期日
	令和8年4月1日
	(以下概略を説明)
学校教育課長	第6条第2号で学校教育課長は出勤時間を過ぎたときは出張休暇、
	欠勤、葬祭休職等を調査し出勤簿を整理しなければならないとなっておりますが、出勤簿の整備につきましては、直接監督責任者である学校
	長が行っている現状に合わせて改正するものとなります。
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員	学校には出勤簿はまだ残っているのですか。
学校教育課長	用務員の出勤簿は残っております。
委 員	先生方の出勤簿もですか。
学校教育課長	用務員のものだけで先生方の出勤簿はありません。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	(7)「後援申請について(報告)」報告3件
教育総務課長	①「第30回尾張南部平和美術展(尾張南部平和美術展実行委員会)」
	(生涯学習)
教育総務課長	事業目的は、出品者鑑賞者とともに、平和の尊さを思い楽しむ。地
	域文化の発展・向上に寄与することです。
	事業内容は、平和を願う人たちの作品を展示し、鑑賞すること
	のことです。
	後援名義の必要な理由及び使用目的は、事業の信頼向上が得られ広
	く市民に支持される。事業の開催宣伝パンフレット及び展覧会目録に
	名義を掲載するためのことです。
	開催期間は、2026年8月4日～2026年8月9日(6日間)
	です。
	開催場所は、稲沢市荻須記念美術館です。
	参加者は、東海の出品者100人、観覧者1,000人です。

教育総務課長	参加料は、出品料1点1,000円です。
	(以下概略を説明)
教育総務課長	令和7年3月に許可実績があるため教育長専決として許可しております。
教育総務課長	②「令和8年度若草リーグ少年野球大会（あま市スポーツ少年団軟式野球連盟）」(スポーツ)
教育総務課長	事業目的は、少年野球を通じての親睦と技術の向上（5年生以上）とのことです。
	事業内容は、B級リーグ戦後、上位チームでのトーナメント戦による少年軟式野球大会とのことです。
	後援名義の必要な理由及び使用目的は、青少年の健全育成の概念より、少年野球を通じて心技体の育成とのことです。
	開催期間、令和8年4月4日～令和8年11月3日です。
	開催場所は、あま市内グラウンドです。
	参加は、愛知県・海部地域・市内の小学生1,000人です。
	参加料は、5,000円です。
	(以下概略を説明)
教育総務課長	令和7年2月に許可実績があるため教育長専決として許可しております。
教育総務課長	③「第16回あま市長杯少年野球大会（あま市スポーツ少年団軟式野球連盟）」(スポーツ)
教育総務課長	事業目的は、少年野球を通じての親睦と技術の向上とのことです。
	事業内容は、A級B級リーグ戦による少年軟式野球大会（順位決定戦あり）とのことです。
教育総務課長	後援名義の必要な理由及び使用目的は、青少年の健全育成の概念より、少年野球を通じて心技体の育成とのことです。
	開催期間、令和8年4月11日から令和9年1月24日です。
	開催場所は、あま市内グラウンドです。
	参加は、あま市スポーツ少年団軟式野球連盟加盟チームの小学生2

教育総務課長	00人です。
	参加料は、A級3,000円、B級3,000円です。
	(以下概略を説明)
教育総務課長	令和7年2月に許可実績があるため教育長専決として許可しております。
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	(8)「令和8年度学校医等の委嘱について(報告)」
学校教育課長	令和8年度の学校医、学校歯科医、学校眼科医、学校薬剤師及び産業医については、一覧表のとおりです。
	学校医、眼科医に変更はございません。学校歯科医につきましては七宝中学校で服部歯科医院から堀田歯科に変わりました。学校薬剤師は七宝中学校と甚目寺小学校はハロー薬局大治の高廣美穂氏に変わりました。七宝中学校は笹山調剤薬局の笹山さん、甚目寺小学校はさくら薬局坂牧店の奥田さんでした。最後に甚目寺小学校と甚目寺東小学校の教員数が50人を超えましたので産業医を置くことになりました。医師会の方に相談しまして甚目寺小学校には安藤クリニック、甚目寺東小学校には小野クリニックをお願いすることになりました。
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	(9)「令和8年度あま市立学校給食センター物資選定委員会委員の依頼について(報告)」
学校教育課長	あま市立学校給食センター物資選定委員会委員の任期は、1年となっております。また、要綱第4条にて委員構成が定められております。教育員会から委員代表として1名をお願いしているところです。あて職の委員が決まりしだい改めてご報告させていただきます。
	(以下概略を説明)
学校教育課長	あま市学校給食センター物資選定委員会要綱第1条にあま市が学

学校 教育 課 長	校給食及び保育園給食における給食用物資を購入するにあたり、学校及び保育園の関係者から広く意見を聴取するため、あま市学校給食センター物資選定委員会を設置すると定め、第4条に委員は次に掲げるもので構成するとなっております。
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	(10)「陳情(自主防災訓練の要望書)について(報告)」
教育総務課長	令和8年2月9日に甚目寺区長原一晃氏から、あま市教育総務課(あま市教育委員会)あてに「自主防災訓練について」との要望書が提出され、受理しました。
	1. 要旨
	自主防災訓練実施に関連するあま市の対応変更要望
	2. 内容
	当会では自主防災訓練開催に際して以下の項目が実施の障壁となっております。本内容はあま市全域にかかわる内容でもあり対応を要望いたします。
	②防災訓練のため、学校体育館を利用する場合がある。その場合、利用については、「学校施設・設備 借用願」の提出が必要であるが、本書式はあま市ホームページに掲載されておらず、教育総務課に出向き原紙を受け取ったのち、提出が必要となるため、2度目の訪問が必要。
教育総務課長	3. 回答(令和8年2月19日付け7あ教総第479-2号)
	甚目寺区長原一晃様
	あま市教育委員会教育長
	要望書(自主防災訓練について)の回答について
	平素は、本市教育行政にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
	さて、令和8年2月9日付け要望書について、教育総務課該当箇所を下記のとおり回答いたします。
	記
	現在、「学校施設・設備 借用願」に基づく制度外制度の廃止を検討

教育総務課長	<p>しているところであります。廃止後は、「行政財産目的外使用許可」制度への移行を検討しており、あわせて、書類の取得方法等の詳細についても検討を進めております。</p> <p>以上、現時点における回答といたします。</p> <p>(以下概略を説明)</p>
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	(11)「令和8年度生涯学習施設免除団体について(報告)」
生涯学習課長	<p>令和8年度の生涯学習施設の使用料免除団体は一覧のとおりです。</p> <p>昨年度からの変更点はございません。</p> <p>(以下概略を説明)</p>
生涯学習課長	あま市公民館条例施行規則第5条第1項第2号別表の規定に基づき、全額免除または半額免除の対象となる団体です。
教 育 長	質疑については、次のスポーツ開放施設免除団体と併せてお伺いします。
教 育 長	(12)「令和8年度体育施設及び市立小中学校体育施設スポーツ開放施設免除団体について(報告)」
スポーツ課主幹	<p>生涯学習施設免除団体と同様に減免させていただきます。昨年度からの変更点はございません。</p> <p>(以下概略を説明)</p>
スポーツ課主幹	あま市体育施設の管理及び運営に関する規則第11条関係別表2の規定に基づき、全額免除または半額免除の対象となる団体でございます。
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員	昨年度も言いましたが、生涯とスポーツで、一覧表中生涯は丸しか書いてなく、スポーツは要綱の該当理由がでカッコ書きされています。統一してもらった方が良いと思います。
生涯学習課長	第何号で許可しているかということ形でしょうか。
委 員	スポーツの方はそう書いてあります。見れば許可理由が分かるよう

	<p>になっていると思います。</p>
教 育 長	<p>統一をお願いいたします。</p>
委 員	<p>団体名が増えたこともなく、全額と半額も変更はありませんか。</p>
生涯学習課長	<p>変更はございません。</p>
教 育 長	<p>他にご質問はありますか。</p>
委 員 全 員	<p>(質疑なし)</p>
教 育 長	<p>(13)「令和8年度あま市立小中学校の休業日(県民の日学校ホリデー)について(報告)」</p>
教育部次長	<p><b>【趣旨】</b></p> <p>愛知県が誕生150周年を記念し、令和5年(2023年)から11月27日を「あいち県民の日」とし、11月21日から27日までの1週間を「あいちウィーク」と定め、「あいちウィーク」期間中の平日1日を公立学校を休日とする「県民の日学校ホリデー」を創設した。あま市においては、令和5年4月教育委員会定例会にて、議案第26号「あま市立小中学校の休業日(県民の日学校ホリデー)について」により、実施することと決定した。</p> <p><b>【内容】</b></p> <p>令和5年(2023年)から、学校教育法施行令第29条及びあま市立学校管理規則第7条第7号に基づき、「あいちウィーク(11月21日～11月27日)」期間内の平日のうち1日をあま市立小中学校の休業日(「県民の日学校ホリデー」)とする。</p> <p>「県民の日学校ホリデー」は毎年度定める。</p> <p>令和8年度の「県民の日学校ホリデー」</p> <p>令和8年11月27日(金)</p>
教育部次長	<p>海部地区は同じ日に統一しております。</p> <p>(以下概略を説明)</p>
教 育 長	<p>(質疑等を許可)</p>
委 員 全 員	<p>(質疑なし)</p>
教 育 長	<p>(14)「中央新幹線(リニア)計画に伴う行政財産目的外使用につい</p>

	て（報告）」
スポーツ課主幹	1 概要
	中央新幹線の計画として、あま市内を検討する材料とするため、地質調査を実施する予定です。【※別紙 中央新幹線計画の概要】
	この地質調査に協力するため、七宝総合体育館東側駐車場の一部を「行政財産目的外使用許可」により許可する予定です。【※別紙 地質調査場所】
	2 詳細
	(1) 行政財産目的外使用許可申請者
	東海旅客鉄道株式会社（JR東海）
	(2) 申請予定年月日
	令和8年3月中旬
	(3) 地質調査期間
	令和8年4月中旬から令和8年10月中旬まで（最長6ヵ月）
	(4) 行政財産目的外使用範囲
	20m×10m=200㎡
	(5) 地質調査作業内容
	最大深度 150m（1ヵ所）
	作業時間 9：00～17：00（日曜日は休工。）
	(6) 施工会社
	ジェイアール東海コンサルタンツ株式会社
	(7) 関係窓口
	東海旅客鉄道株式会社 中央新幹線推進本部 企画推進部
	愛知県 都市・交通局交通対策課 リニア事業推進室
	あま市 教育部スポーツ課
	(以下概略を説明)
スポーツ課主幹	プール解体工事の完了後の4月から許可いたします。
教 育 長	(質疑等を許可)

委員全員	(質疑なし)
教育長	(15)「小中学校への自動販売機の設置について(報告)」
教育総務課長	1. 事業名 あま市内小中学校への自動販売機の設置
	2. 時期 令和8年度から開始して順次設置
	3. 対象校・設置順
	①甚目寺東小学校 あま市西今宿六反割60番地1
	②七宝中学校 あま市七宝町川部山王4番地
	③七宝北中学校 あま市七宝町遠島十坪117番地
	④美和中学校 あま市木田丁子ノ口1番地
	⑤甚目寺中学校 あま市甚目寺二伴田76番地1
	⑥甚目寺南中学校 あま市本郷八尻6番地
	・上記①から⑥までの学校への設置は決定とする。
	・対象校は①から⑥までは順次設置することとし、その後に設置を拡大するか否かは教育委員会で検討して決定する。
	・令和8年度予算から工事費(学校環境整備工事費)を用意して甚目寺東小学校にて試験導入した後、令和8年度予算で用意できる範囲で順次②から⑥の順番に設置を進める。
	・令和8年度予算で用意できた分を超える対象校は、令和9年度予算、令和10年度予算と順次順延する。
	・⑥まで設置完了したところで、あま市内の残り11小学校に設置を進めるか否かを検討するものとする。
	4. 目的
	①災害対応
	激甚災害時に小中学校へ避難してきた市民等が水分補給をするため自動販売機で水等を購入する用に供する。災害用備蓄のローリングストックとして。
	②学校開放による社会体育の利用
	学校開放で小中学校を社会体育のために利用する市民が水分補給をするため、自動販売機で清涼飲料水等を購入する用に供する。

教育総務課長	③児童生徒の熱中症対策
	<p>児童生徒が熱中症対策のために行う水分補給については、原則として児童生徒が各家庭から持参する水筒のお茶等を利用する。しかし、児童生徒が自ら持参したお茶等を全て飲んでしまったり、持参することを忘れてしまったりした際に水分補給をするため自動販売機で水等を購入する用に供する。</p>
	5. 設置者
	社会福祉法人 あま市社会福祉協議会 あま市西今宿馬洗46番地
	<p>選択の理由：赤い羽根共同募金機能付き自動販売機を設置することができるのは、あま市内においては社会福祉法人あま市社会福祉協議会のみであるため。</p>
	現行設置の例：あま市役所庁舎1階西側自動販売機
	6. 校内設置場所
	<p>小中学校の校内で、原則として体育館近くの屋根のある屋外とする。体育館近くとする理由は、避難所となる場所であるため。設置場所の選定は、売り上げに直結するため、出来るだけ遠くからでも目につきやすい場所に設置するものとし、ベンダーの希望を徴取する。学校の希望を聞いて最終的に設置場所を決定する。</p>
	7. 商品ラインナップ
	<p>水、お茶、スポーツドリンクのみとせず、一般的な自動販売機の商品ラインナップと同様とし、商品ラインナップは、ベンダーに任せる。ただし、水、お茶、スポーツドリンクは多めにしてもらうよう依頼する。初期設置商品ラインナップは、学校の希望を聴取して反映させる。長久手市教育委員会では、学校ではなくベンダーと教育委員会で商品ラインナップを決定し、水、お茶、スポーツドリンクのみではなく、コーヒーやココア等の商品もラインナップに加えた。それは、災害時対応及び社会体育対応の機能も併せ持っているためである。なお、長久手小学校の売り上げは、水、お茶、スポーツドリンクが上位であった。</p>

教育総務課長	<p>8. 設置方法 【行政財産の目的外使用許可】</p>
	<p>設置者からの自動販売機の設置希望を受けて、当該場所を目的外使用</p>
	<p>することに関して許可するか否かの決定をするもの。</p>
	<p>目的外使用許可に伴って、利用料を徴収する。また、必要経費とし</p>
	<p>て自動販売機の電気代も徴収する。電気代は、別表1の定額（2, 2</p>
	<p>00円）とする。（500W以上1, 000W未満）</p>
	<p>なお、電気料金は、長久手市では自動販売機に係る電気使用量の多</p>
	<p>寡を問わず、一定の金額で徴収をしている。使用料が関係ないため、</p>
	<p>当該自動販売機に係る電気使用量を計測するためのメーターは設置</p>
	<p>していない。</p>
	<p>あま市役所1階西側自動販売機については、電気使用量に応じた実</p>
	<p>費を徴収しているため、自動販売機のための電気使用量メーターを設</p>
	<p>置している。</p>
	<p>総務課による市役所庁舎の自動販売機は、設置使用料の減免を行わ</p>
	<p>ず、電気使用量は、計量器がついているので実際の電気使用量により</p>
	<p>計算して請求していると確認。R7. 12. 11 総務課</p>
	<p>あま市財産管理規則（平成22年あま市規則第41号）</p>
	<p>（行政財産の目的外使用の許可）第8条第2項</p>
	<p>行政財産の目的外使用は、次の期間を超えることができない。ただし、</p>
	<p>更新することができる。</p>
	<p>（1）土地及び土地の定着物の使用を許可する場合は、2年</p>
	<p>※ただし、市役所総務課は、毎年度更新している。4月1日から3月</p>
	<p>31日まで</p>
	<p>9. ベンダーの選定</p>
	<p>いずれのベンダー（清涼飲料水販売業者）の自動販売機を設置する</p>
	<p>かは、学校の希望を聴取して、決定する。</p>
	<p>候補：(株)伊藤園、アサヒ飲料(株)、(株)チェリオ中部、ダイドード</p>
	<p>リンコ(株)、コカ・コーラボトラーズジャパン(株)、サントリービバ</p>
	<p>レッジソリューション(株)、キリンビバレッジ(株)、(株)ヤクルト東</p>

教育総務課長	<p>海、サンポッカサービス(株)、(株)PSビバレッジ、(株)マルセン商事、タケショウ(株)、(株)サン・カンパニー、(特非)ハートフル福祉募金など</p> <p>10. 運用</p> <p>ゴミ箱の設置の有無：ゴミ箱は自動販売機脇には設置しないこととする。空き缶、空きペットボトルは自ら持ち帰っていただくものとする。長久手市では、ゴミ箱は設置しないこととした。ゴミ箱を置いた場合、ごみの片づけ及び回収が課題となる。回収そのものは、ベンダーが実施してくれるところだが、ベンダーが来る頻度は多くないと予想されるため、その間、ゴミ箱周辺の清掃等の手間や、ゴミ箱がいっぱいになった場合の袋のつけかえ、いっぱいになったゴミ袋の保管の問題が発生する。長久手市の小学校の例では、ベンダーが来校する頻度は、月に1回以下であるようだ。</p> <p>児童生徒の利用：設置するか否かについては、設置するとして決定であるが、児童生徒の利用を許可するか否かは、各校の校長判断とする。児童生徒の利用は、あくまで緊急用として制限を設ける限定的なものとする。原則としては、自ら家庭から持参した水筒から水分補給を行うものとし、下校よりも前に全て飲んでしまったときに熱中症対策として購入する必要があると本人が決定した場合に児童生徒は自動販売機から飲み物を購入する。児童生徒の利用に当たっては、下記ルール案をもとに各学校においてルールを作成して運用するものとする。</p> <p>学校のルール案：長久手市教育委員会のルールを流用し、それをたたき台として、各学校で定めるものとする。</p> <p>①教育委員会からのお知らせ</p> <p>自動販売機をご利用のみなさんへ</p> <p>ゴミ箱の設置はありません。</p> <p>買ったペットボトルや缶は持ち帰って捨ててください。</p> <p>ご協力をお願いします。</p> <p>②自動販売機のきまり 令和7年度 長小生徒指導部</p>
--------	---

教育総務課長	<p>買ってよい時間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昼放課の時間（飲み物を忘れた人は、登校したら担任の先生に伝えて買う）</li> </ul> <p>持ってきてよいお金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・400円まで（ペットボトルが2本買える金額）</li> </ul> <p>その他のきまり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴミは必ず家に持って帰ります。（学校や下校時に捨てない）</li> <li>・お金は自分で管理します。名前を書いた袋などにお金を入れて、カバンの中にしまいます。</li> <li>・お金を落としたり、なくしたりしないように注意しましょう。</li> <li>・お金の貸し借り、買った飲み物をあげたりもらったりしてはいけません。</li> <li>・買った飲み物には名前を書いて、自分で管理します。</li> <li>・買ってよいものは水、スポーツドリンク、お茶です。（コーヒー、ミルクティーは×）</li> <li>・飲み物を買うときは、担任の先生に伝えてから買いに行きます。飲み物は家から持ってきてください。自動販売機で買うのは緊急時のみです。</li> </ul> <p>（以下概略を説明）</p>
教育総務課長	令和8年3月9日校長会議にて各学校に周知をしております。
教 育 長	（質疑等を許可）
委 員 全 員	（質疑なし）
教 育 長	（16）「甚目寺東小学校下校時避暑一時避難について（報告）」
教育総務課長	<p>1. 事業名 甚目寺東小学校下校時避暑一時避難</p> <p>2. 時期 令和8年4月22日から令和8年10月28日（クーリングシェルター実施期間）</p> <p>3. 内容 あま市クーリングシェルター制度を利用する</p> <p>下校時に利用できるクーリングシェルターのチラシを作成する</p> <p>甚目寺東小学校の児童及び保護者にクーリングシェルターのご案内</p>

教育総務課長	内を配布するよう学校に依頼する
	4. 目的 甚目寺東小学校は、市内でも通学距離が長い小学校である
	森地区は小学校から3km弱の通学距離があり、特に低学年において
	では1時間近く酷暑の中歩き続けることになるため、途中で涼を得て
	休憩する必要があるとされている
	下校途中の一時休憩のため、クーリングシェルの登録をされている
	公共施設又は民間施設を利用し、帰宅するまでの一時的な体力回復の場所としたい
	5. 手順
	1 あま市教育委員会教育総務課は、甚目寺東小学校の児童が下校時に
	利用できるクーリングシェルターに関するチラシを作成する
	2 クーリングシェルター制度は、4月22日から開始するため、開始
	時期に作成したチラシを甚目寺東小学校に配布依頼する
	配布依頼対象は、森・方領・石作・小路地区に住む児童
	3 甚目寺東小学校の校長は、自由な自らの判断により、次の①から
	④のいずれかを実施する。対象も校長の判断とする。
	①児童・生徒・保護者へ配布する。(配布する方法は、アプリ経由か、
	印刷されたチラシを配布するか、学校のウェブサイトに掲載するかの
	いずれかを校長が選ぶ。)
	②校内のいずれかに置き期間限定で周知する
	③職員にのみ周知する
	④チラシを廃棄して配布も周知もしない
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員	内々に甚目寺東小のPTAや学校運営協議会に話はしていますか。
教育総務課長	校長の方からそれぞれに話していただいています。
委 員	ご理解いただいているということですね。
委 員	以前、陳情・請願がありました。
教育総務課長	それを受けて避暑ですとか、自動販売機をやっていくということ



この教育委員会定例会会議録の大意は、事実と相違ないことを証するために

ここに署名する

令和8年4月14日

教育長 伊藤克仁

教育長  
職務代理者 溝口正己

委員 小笠原英司

委員 吉川 孝子

委員 近藤 真司

委員 三浦 明里

事務局 鎌倉 崇志

会議録作成 野口 清司